

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整 理 号	集R3第6号	経営管理権の設定を受ける市 町村(乙)		下呂市長 山 内 登		(所在地) 岐阜県下呂市森960番地	
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲)				(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							
番号	所 在	地番	林班	地目	実測面積 ha	現況 樹種	現況 林齡
1	1447	34	山林		5.11	ヒノキ	49~51
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	乙が甲に対して金銭の支払いは行わない。区域は別添図面のとおり。
経営管理権の存続期間中に間伐を1回実施する。なお、間伐の実施には、森林の状態を把握したうえで、生物多様性及びリスクに配慮して実施するものとし、台風通過時や大雨で災害の可能性がある場合には、森林の巡視を行う。経営管理実施権の設定を行わない。	乙は、存続期間中に間伐を1回実施する。なお、間伐の実施には、森林の状態を把握したうえで、生物多様性及びリスクに配慮して実施するものとし、台風通過時や大雨で災害の可能性がある場合には、森林の巡視を行う。経営管理実施権の設定を行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。区域は別添図面のとおり。
経営管理権の始期	経営管理権の終期 (終期)(B)	経営管理権	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は、乙のものとし、乙が経営管理を行つたために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、原則として、乙は間伐材の搬出・販売を行わない。
49~51	公告の日から 定した日を含む年 度の翌年度の初 日から起算して10 年を経過する日まで (2032.3.31まで)	経営管理権を設 定した日から 経営管理権を設 定した日を含む年 度の翌年度の初 日から起算して10 年を経過する日まで (2032.3.31まで)	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は、乙のものとし、乙が経営管理を行つたために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、原則として、乙は間伐材の搬出・販売を行わない。

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)		
番号	所 在	地番	林班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 岐阜県下呂市森960番地 氏 名 下呂市長 山内 塩印

住 所 氏名 [REDACTED] 印

(記載注意)

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続ににより定めた旨が分かれる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3)(A)欄の「面積」は経営管理権設定面積(実測値)を記載し、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとする。

なお、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定するとのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
(4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は( )書きで下段に2段書きにすること。

(5)(B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。